

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	天谷 幹夫
【住所又は本店所在地】	東京都練馬区光が丘3丁目9-2-909
【報告義務発生日】	該当事項ありません
【提出日】	平成22年8月2日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項ありません
【提出形態】	該当事項ありません
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社パピレス
証券コード	3641
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	大阪証券取引所（JASDAQ市場）

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	天谷 幹夫
住所又は本店所在地	東京都練馬区光が丘3丁目9-2-909
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社パピレス 取締役副社長 松井 康子
電話番号	03-3590-9460

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成22年7月16日
訂正前	<p>第2 [提出者に関する事項] 1 [提出者（大量保有者） / 1] (6) [当該株券等に関する担保契約等重要な契約] 野村證券株式会社に対し、平成22年6月14日から平成22年9月20日までの期間中、保有株券等の売却等を行わない旨の書面を平成22年6月14日付で差し入れております。</p>
訂正後	<p>第2 [提出者に関する事項] 1 [提出者（大量保有者） / 1] (6) [当該株券等に関する担保契約等重要な契約] 野村證券株式会社に対し、平成22年6月14日から平成22年9月20日までの期間中、保有株券等の売却等を行わない旨の書面を平成22年6月14日付で差し入れております。但し新株式引受契約に基づき行われる売出し、オーバーアロットメントに係る処分、ならびに本件株式の売却価格が募集・売出しにかかる本件株式の価格の1.5倍以上であって、証券取引所において本件株式の初値が形成された後に野村證券株式会社を通じて行う証券取引所取引における売却等は除外事項として同書面で規定しております。</p>